○農林水産省告示第千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上二六の三・二六の四・二七の四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字三本松乙一六三六の一七六、乙一六三六の一七九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

四　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字三本松乙一六二〇の二二九

五　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

六　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

○国土交通省告示第四百九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	宮崎県児湯郡新富町大字新田一七九三七番二〇から同県児湯郡新富町大字新田一七一八六番一二まで	令和七年七月四日六時

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県山口市江崎字西三田ケ原一〇八九四の一・字向ケ浴一〇九六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道厚岸郡厚岸町光栄三七五の二・三七七の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　霧害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県塩尻市大字奈良井字観前一二三五の七四、一二三五の七六から一二三五の八〇まで、字糟沢甲二七四一の一二四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○四国地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年四国地方整備局告示第三十五号高知広域都市計画下水道事業浦戸湾東部流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十六年二月三日建設省告示第百十七号、昭和六十一年三月十八日建設省告示第六百七十六号、平成元年十二月一日建設省告示第千九百九十一号、平成五年八月十二日建設省告示第千六百九十一号、平成八年六月十一日建設省告示第千四百五十八号、平成十四年三月十一日四国地方整備局告示第二十二号、平成十六年六月三日四国地方整備局告示第五十九号、平成二十三年三月三十一日四国地方整備局告示第三十五号、平成二十七年四月九日四国地方整備局告示第六十八号、令和三年三月三十一日四国地方整備局告示第三十四号、令和六年一月十二日四国地方整備局告示第二号の事業地のうち、高知市高須字佐右衛門塩田南ノ丸の一部区域を削除し、高知市高須字長場江北ノ丸を追加する。

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

辞令

（議事部副部長秘書課長事務取扱）衆議院参事　中居　健吾

憲政記念館長を命ずる　山本　麻美

衆議院常任委員会専門員に任命する

総務委員会専門員を命ずる

総務調査室長に充てる

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室長兼務を命ずる

（衆議院法制局第四部副部長第四部第二課長事務取扱）衆議院法制局参事　津田樹見宗

衆議院常任委員会専門員に任命する

文部科学委員会専門員を命ずる

文部科学調査室長に充てる

（衆議院法制局第二部長）同　藤井　宏治

衆議院常任委員会専門員に任命する

予算委員会専門員を命ずる

予算調査室長に充てる

（決算行政監視調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　風間　義久

衆議院常任委員会専門員に任命する

決算行政監視委員会専門員を命ずる

決算行政監視調査室長に充てる

（議事部副部長議事部議事課長事務取扱）衆議院参事　日高　孝一

秘書課長事務取扱を命ずる

議事部議事課長事務取扱を免ずる

（調査局総括調整監）衆議院調査局調査員　近藤　弘康

衆議院参事に任命する

議事部副部長を命ずる

議事部議事課長事務取扱を命ずる

（管理部厚生課厚生主幹）衆議院参事　髙野　順二

議事部資料課長を命ずる

（調査局総務課長）衆議院調査局調査員　辻岡　美夏

衆議院参事に任命する

委員部副部長を命ずる

委員部総務課長事務取扱を命ずる

（庶務部人事課長）衆議院参事　吉田　一路

委員部副部長を命ずる

委員部議院運営課長事務取扱を命ずる

（委員部調査課調査主幹）同　北村　英隆

委員部総務課総務主幹を命ずる